平成14年(行ケ)第128号 審決取消請求事件(平成15年3月3日口頭弁論 終結)

> 判 共同カイテック株式会社 訴訟代理人弁護士 橋 隆 高 株式会社ライオン事務器 被 告 訴訟代理人弁理士 理 牛 木 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

#### 第 1 請求

特許庁が無効2001-35280号事件について平成14年2月4日にし た審決を取り消す。

第2 当事者間に争いのない事実

特許庁における手続の経緯

原告は,下記ア記載の実用新案登録の実用新案権者,被告は,その実用新案 登録の請求項1に係る考案(以下「本件考案」という。)についての実用新案登録 (以下「本件実用新案登録」という。)の無効審判(平成11年審判第35388 号及び無効2001-35280号,以下それぞれ「前件無効審判」及び「本件無 効審判」という。)の請求人であり、その経緯は下記イ及びウのとおりである。 ア 実用新案登録第2534671号「配線用フロアパネル」

実用新案登録出願 平成3年12月2日

設定登録 平成9年2月13日

イ(前件無効審判関係)

平成11年7月30日 無効審判請求(平成11年審判第35388号) 平成13年4月 3日 請求不成立審決(以下「前件審決」という。) 年6月27日 前件審決の確定登録 同

ウ (本件無効審判関係)

平成13年6月29日 無効審判請求(無効2001-35280号) 本件実用新案登録を無効とする旨の審決(以下 平成14年2月

「本件審決」という。)

年2月15日 原告への審決謄本送達 同

本件考案の要旨

略方形パネル(P)を配線経路(3)が直交して形成されるように設け、 の配線経路(3)の底に床面不陸に追従する不陸追従部(2)を有し、該配線経路 の直線部分と交差部分の上面開口縁に設けた段部(5)に直線部カバー板(4A) および交差部カバー板(4B)を落とし込み式に嵌めて配線経路(3)の上面開口 を覆うことによって上面を平らに構成し,交差部カバ一板(4B)の裏側を支える 第1の支持部(7)を配線経路の交差部分の底に有するとともに、直線部カバー板 (4A)の裏側を支える第2の支持部(7)を,不陸追従部(2)の配線経路幅方 向略中央近傍であって、前記第1の支持部(7)と並んで配線経路を二経路に略区 分するように、前記パネル (P) と一体成形により小柱状、または衝立状に、配線 横切り可能な一定間隔をあけて複数個連続配置し、且つ、第1および第2の支持部 (7)の頂部(7B)は、前記直線部カバー板(4A)および交差部カバー板(4 B) の裏側を一定の面積で支える略平坦面に形成されていることを特徴とする配線 用フロアパネル。

前件審決及び本件審決の理由

(前件無効審判及び本件無効審判で提出され、審理の対象とされた証拠は、 紙「関係刊行物一覧表」記載のとおりである。以下、同表掲記の刊行物は同表「刊行物」欄の表記に従って「刊行物1」などという。)

前件審決

前件審決は,刊行物3を主たる引用例として本件考案との対比を行い,下 記の3点の相違点を認定した上、相違点1については、刊行物3記載の考案と刊行 物 5, 6 記載の各考案との組合せに係る容易想到性を肯定する一方, 相違点 2, については、各刊行物に何ら記載されておらず、示唆するところもないとして容易 想到性を否定し、請求人(被告)の主張する理由及び証拠によっては本件実用新案 登録を無効とすることはできないとした。

## ア 相違点1

本件考案においては、「交差部カバー板(4B)の裏側を支える第1の支持部(7)を配線経路の交差部分の底に有」するのに対し、刊行物3のものにおいては、このような構成を有していない点。

## イ 相違点2

本件考案においては、「直線部カバー板(4A)の裏側を支える第2の支持部(7)を、不陸追従部(2)の配線経路幅方向略中央近傍であって、前記第1の支持部(7)と並んで配線経路を二経路に略区分するように、前記パネル(P)と一体成形により小柱状、または衝立状に、配線横切り可能な一定間隔をあけて複数個連続配置」するのに対し、刊行物3のものにおいては、このような構成を有していない点。

## ウ 相違点3

上記相違点1及び2に関連して、本件考案においては、「第1および第2の支持部(7)の頂部(7B)は、前記直線部カバー板(4A)および交差部カバー板(4B)の裏側を一定の面積で支える略平坦面に形成されている」のに対し、刊行物3のものについては、第1及び第2の支持部そのものの構成がないことから、当然のこととしてこのような構成を有していない点。

# (2) 本件審決

本件審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、刊行物3を主たる引用例として本件考案との対比を行い、上記(1)ア〜ウと同一内容の3点の相違点を認定した上、① 相違点1について、刊行物3記載の考案と刊行物5、6記載の各考案との組合せに係る容易想到性を肯定し、② 相違点2について、刊行物3記載の考案と刊行物1記載の考案及び刊行物4、7、8によって認められる周知技術である「配線用の床構成部材において、異種配線の混触防止、配線付設経路の変更容易を図るため、配線経路を区分する衝立状の支持部材に切欠を設けること」(審決謄本11頁8行目以下)(以下「周知技術A」ということがある。)との組合せに係る容易想到性を肯定し、③ 相違点3について、刊行物3記載の考案と刊行物1、5~7によって認められる周知技術である「カバー板の裏面を一定面積で支える略平坦面に形成した支持部」(同頁下から5行目以下)(以下「周知技術B」ということがある。)との組合せに係る容易想到性を肯定し、本件実用新案登録は、実用新案法3条2項の規定に違反してされたものであるから、同法37条1項の規定により無効とすべきものとした。

なお、本件無効審判では、審判請求人である被告において、別紙「関係刊行物一覧表」掲記の刊行物のほか、意匠登録第880856号公報(本件無効審判甲9)、未来工業株式会社発行のカタログ「OAフロアの本因坊 碁VAN」(同甲10)、日経BP社発行の「日経ニューマテリアル」1992年8月3日号(同甲11)、株式会社インテリアタイムス社発行の「床の総合専門誌 ゆか monthly」1991年5月1日号、同年7月1日号、同年11月1日号(同甲12~14)が提出されたが、これらについては、本件審決において判断が示されていない。第3 原告主張の審決取消事由

本件審決は、本件実用新案登録の無効審判において、先に請求不成立の確定審決である前件審決の登録がされた後に、これと「同一の事実及び同一の証拠」に基づいて、前件審決と相反する実体的な判断をしたものであるから、一事不再理の原則を定める実用新案法41条、特許法167条の規定に違反し(取消事由1)、また、本件考案と刊行物3記載の考案との各相違点についての判断を誤った(取消事由2)ものであるから、違法として取り消されるべきである。

## 1 取消事由1(一事不再理の原則の違反)

本件審決は、上記第2の3のとおり、前件審決と同様、刊行物3を主たる引用例として本件考案との対比を行い、前件審決が認定したのと同一内容の3点の相違点を認定した上、相違点2、3について、確定審決である前件審決の判断と4条、する実体的な判断をした。しかし、一事不再理の原則を定める実用新案法41条、特許法167条の規定は、特許庁においても、「同一の事実及び同一の証拠」において、再度の無効審判請求において実体的な審決をすることを禁止するものであって、再度の無効審判請求にいて前件の確定審決の基礎とした証拠の外に他の証拠が提出されていたとした、「同一の事実及び同一の証拠」に基づく判断であることに変わりはないから、本件審決の判断は、上記規定に違反する。しかも、本件無効審判で新たに提出された刊音次の判断は、上記規定に違反する。しかも、本件無効審判で新たに提出された刊音に係る容易想到性の判断に関し、その理由付けとなる事実(周知技術)を認定する。

ための証拠にすぎず、無効理由を構成する争点そのものに係る証拠ではないから、 本件審決の上記判断は、前件審決の蒸し返しというべきである。

実用新案法41条において準用する特許法167条の「同一の事実及び同-の証拠」の意義に関し、最高裁昭和51年3月10日大法廷判決・民集30巻2号 79頁は、同条を引用した上、「このような手続構造に照応して、確定審決に対 し、そこにおいて現実に判断された事項につき対世的な一事不再理の効力を付与し たものと考えられる」と判示しているが、これは、無効理由との関係において現実 に判断された事項を基準とし、同一の無効理由について具体的に攻撃防御が尽くさ れたものについては一事不再理の効力が発生することをいうものと解される。そして、無効審判の判断の対象となる無効理由は、具体的に特定された公知事実との対 比における無効理由の有無であるところ、周知技術は、異なった証拠に基づいて同 一の周知技術を認定することが可能であり、また、無効審判請求人が無効理由を裏付ける周知技術を主張しなくとも、職権によってこれを認定することが当然許され るのであるから、特定の周知技術に係る事実及びその裏付けとなる証拠の追加は、 「同一の事実及び同一の証拠」の範囲に影響を及ぼすものではないというべきである。無効審判において、特定の証拠に基づく容易想到性が争点となる場合には、対 象となる発明と当該証拠に記載された発明との対比において生ずる相違点は創作性のない技術内容である周知技術であると主張又は認定されるのが通常であることか らも、特定の証拠に基づく容易想到性をいう無効理由と、当該証拠及び特定の周知 技術に基づく容易想到性をいう無効理由とが、同一の無効理由であることは明らか である。このように解さないと、同一の周知技術を裏付ける再度の無効審判請求に よる争点の蒸し返しを認める結果となり、上記規定の趣旨に反することとなる。 取消事由2 (相違点についての判断の誤り)

- 本件審決は、本件考案と刊行物3記載の考案との相違点1~3(上記第2 の3(1)ア~ウ参照)について、いずれも当業者のきわめて容易に想到し得たことで あると判断する(審決謄本9頁6の項)が,誤りである。
- 相違点1について、本件審決は、刊行物5、6に相違点1に係る本件考案 の構成が記載されていることを前提に、刊行物3への適用の容易想到性を肯定するが、刊行物5,6(甲8,9)には、相違点1に係る構成である「配線経路の交差 部においてカバー板の裏側を支える支持部材」は記載されていない。
  (3) 相違点2について、本件審決は、刊行物1(甲4)の第2図には「セパレ
- -タ4の高さと下部タイル2の高さがほぼ等しい」との記載があると認定する(審 決謄本10頁(6-2)の項の7行目以下)が、同図からそのような事実を認定することはできず、他にそのような記載もない。さらに、本件審決は、「配線用の床 構成部材において、異種配線の混触防止、配線付設経路の変更容易を図るため、配 線経路を区分する衝立状の支持部材に切欠を設けることは周知である」として周知 り込み(間隙5)を設けて配線6を他の経路に引き込む構成が開示されているにす ぎず、いずれも配線経路を区分する切欠きを有する衝立状支持部材に該当せず、使 用目的も異なる。刊行物8(甲11)は、配線用床パネルに係るものではなく、 線経路を区分する支持部材も記載されていない。 (4) 相違点3について、本件審決は、刊行物1(甲4)のセパレータ4が「カ
- バー体の裏側を支える略平坦面に形成されている」との認定(審決謄本11頁(6 -3)の項の9行目以下)を前提に容易想到性の判断をするところ、刊行物1にそ のような記載はないから、本件審決の上記判断は誤りである。 第4 被告の反論

審決の認定判断は正当であり,原告主張の取消事由は理由がない。

取消事由1(一事不再理の原則の違反)について本件無効審判においては、相違点2、3についての容易想到性が争点となっ たところ、その判断に関して、本件審決と前件審決とでは、それぞれ引用する証拠 が異なっており,請求人である被告の主張した事実も一致するものではない。した がって、本件審決の相違点2、3についての判断は、前件審決と「同一の事実及び 同一の証拠」に基づく判断であるとはいえず、一事不再理の原則に反するものでは ない。

本件審決の判断が、実質的にも、前件審決と「同一の事実及び同一の証拠」

に基づくものでないことは、以下の点からも明らかである。すなわち、前件審決は、相違点2、3の容易想到性の判断の前提となる刊行物記載の考案の認定にあるで事実誤認があるから、本件審決の判断がたとえ同一の証拠に基づくものであるいと、前件審決との抵触はないと解することができる。また、本件無効審判はしては、新証拠である刊行物7、8が追加され、これによって本件案の容易がといては、新証拠である刊行物7、8が追加され、これによって本件案の容易がといる。本件審決に立証されたのであるから、「同一の事実及び同一の証拠」に基準の対象となっていない新たな特定の周知技術である周知技術A、Bが審理の対象となっていない新たな特定の周知技術であると認定したが、公知と認めて書があれている。本件審決は周知技術Aを周知技術であると認定したが、公知と認めて書類的に変わりはなく、また、たとえ周知技術であると認定したが、公知と記めて書類的である。本件審決は同知技術的事項は、審決取消訴訟において主張することがである。のである、再度の審判請求によりこれを主張し得ることは当然である。

2 取消事由2(相違点についての判断の誤り)について

原告の主張はすべて争う。本件考案と刊行物3記載の考案との相違点1~3が、各刊行物に示される公知技術及び周知技術に基づいて当業者のきわめて容易に想到し得たものであることは、審決が正当に認定判断するとおりである。 第5 当裁判所の判断

- 1 取消事由 1 (一事不再理の原則の違反) について
- (1) 特許庁が、原告を実用新案権者とする本件実用新案登録に関して、被告のした前件無効審判請求について請求不成立の前件審決をし、その確定登録の後に被告のした再度の本件無効審判請求について、前件審決と相反する請求認容の本件審決(無効審決)をしたことは、第2の1の経緯から明らかである。実用新案法41条において準用する特許法167条は、「何人も、第123条第1項・・・の審判の確定審決の登録があったときは、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない」と規定し、直接には再度の審判請求自体が許されない場合を定めているが、それとともに、特許庁自体も、審判請求却下という形式的審場合を定めているが、それとともに、特許庁自体も、審判請求却下という形式的審決はともかくとして、前件の確定審決と「同一の事実及び同一の証拠」に基づいて、またともかくとして、前件の確定審決と「同一の事実及び同一の証拠」に基づいました。
- (2) そこで、まず、本件審決の相違点2についての判断が、前件審決の判断と「同一の事実及び同一の証拠」に基づいて行われたといえるかどうかについて検討する。

ア 前件無効審判において,請求人である被告は,その審判請求書(乙1)に記載されているとおり,相違点2に係る構成を開示するものとして,刊行物1,6を引用したにとどまり,周知技術Aに関する主張及び立証をしておらず,このような主張立証を受けて,前件審決は,前記のとおり,刊行物1その他の各証拠を検討しても,相違点2については何ら記載及び示唆がないとして,その容易想到性を否定したものと認められる。なお,前件無効審判で提出された証拠に限って見た場合,前件審決の上記判断のとおりの帰結とならざるを得ないことは,後記2(2)イのとおりである。

これに対し、本件無効審判において、請求人である被告は、その無効審判請求書(乙2)に記載されているとおり、相違点2に係る構成を開示する新証拠として、刊行物7、8及び同審判甲9以下を引用するとともに、刊行物7、8には、「配線経路を二分して衝立状の中間壁に、配線横切り可能な一定間隔をあけている」技術が開示されているとの主張(上記無効審判請求書15頁参照)をしたところ、本件審決は、同審判甲9以下については判断を示さなかったものの、刊行物7、8に係る開示事項については、請求人(被告)の上記主張を容れる形で、刊行物7、8及び同4によれば、「配線用の床構成部材において、異種配線の混触防止、配線付設経路の変更容易を図るため、配線経路を区分する衝立状の支持部材に切欠を設けること」(周知技術A)は周知であるとして、刊行物3記載の考案及び周知技術Aとを組み合わせて、相違点2に係る容易想到性を肯定したものと認められる。

イ 上記認定によれば、前件無効審判においては、相違点2に係る構成に関し、周知技術Aについては、請求人(被告)からの主張立証がなく、現に審理判断の対象ともならなかったことが明らかであり、他方、本件無効審判においては、争点の容易想到性そのものを基礎付ける新証拠として刊行物7、8が提出されたのみ

ならず、相違点2に係る無効理由として、「刊行物3記載の考案と刊行物1記載の考案及び周知技術Aとの組合せによる容易想到性」という、前件審決の審理判断れまるなっていない新たな無効理由が審理され、当該新たな無効理由が採用されるというべきである。原告は、刊行物7、8は、相違点2に係る容易想到性の断に関し、その理由付けとなる事実(周知技術)を認定するための証拠にずが無効理由を構成する争点そのものに係る証拠ではないと主張するが、その理由が、ないことは上記のとおりである。そして、特許法167条の趣旨とするところが、ないことは上記のとおりである。そして、特許法167条の趣旨とするところが、ないことは、特定された無効理由をされるとよするが行われ、かった、確定審決に対し、そこにおいて現に審理判断の対象とされた無効にという手続構造に四き対し、確定審決に対し、そこにおいて現に審理判断の対象とされた事項につきまであること(最高裁昭和51年3月10日法でも、本件審決と「同一の事実及び同一の証拠」に基づく判断をしたものということはできない。

したがって、本件審決の相違点2についての判断は、前件審決と「同一の事実及び同一の証拠」に基づくものとはいえず、実用新案法41条において準用する特許法167条に違反するものではない。

- (3) 次に、本件審決の相違点3についての判断を見るに、前件審決(甲3の1)は、相違点3について、「上記相違点2については、各証拠方法何れにおいても何ら記載されてなく、示唆するところもない。してみると、第1の支持部の頂部における点は何ら記載されてなく、示唆するところもない」(審決謄本11頁1行目以下)と判断しており、相違点3に係る構成は、相違点2に係る構成の存在を前提とする従属的なものであるとの位置付けに基づいて、その容易想到性を否定していることが明らかである。そうすると、相違点2に係る容易想到性が肯定される以上、これに伴って、相違点3について前件の確定審決と異なった判断に至ることはむしろ当然であり、このこと自体、一事不再理の効力に抵触するものとはいえない。
- (4) 以上によれば、本件審決が、相違点2、3について前件審決と結論において相反する実体判断をしたことが、実用新案法41条において準用する特許法167条に違反するものとはいえず、原告の取消事由1の主張は理由がない。
  - 2 取消事由2 (相違点についての判断の誤り) について
  - (1) 相違点1について

原告は、相違点1に係る本件考案の構成(「交差部カバー板(4B)の裏側を支える第1の支持部(7)を配線経路の交差部分の底に有」すること)は、刊行物5、6(甲8、9)に記載されていない旨主張する。しかし、刊行物5(甲8)の

「符号13は、内周枠部8の各角部と枝枠部9との連接個所の底板10から上向きに突設する支柱で、前記連接個所に集まるカバー体2の端部下面を支持するようにするものである」(明細書7頁第2段落)との記載及び第1、第2、第4図の図示よれば、支柱13は、配線コードを挿通するための溝通路の交差部分に配設され、その上部に載置されるカバー体2の裏側を支えていることが明らかに認められる。また、刊行物6(甲9)の突起部1bは、第10図の図示によれば、コードの表記を表記である。また、刊行物6(甲9)の突起部1bは、第10図の図示によれば、コードで記述られば、コードで記述られば、コードで記述られば、コードで記述ら、第10図の図示によれば、コードで記述ら、前者の支持の図の図示によれば、コードで記述ら、有当のである。そうすると、前者の支柱13、後者1にのよが明らかに認められるものである。そうすると、前者の支柱13、相違点1にのいて容易想到性を肯定した審決の判断に誤りはない。

(2) 相違点 2 について

したがって、原告の上記主張は理由がなく、刊行物1 (甲4) には、上部タイル(本件考案の「直線部カバー板(4)」に相当)の裏側を支えるセパレータ4(同「第2の支持部(7)」に相当)を、配線経路幅方向略中央近傍であって、配線経路を二経路に略区分するように、衝立状に配置する構成を備えた配線用床タイルが記載されているものと認められる。

床タイルが記載されているものと認められる。 イ 刊行物 1 記載の上記配線用床タイルは、相違点 2 に係る本件考案の構成中、衝立状のセパレータ 4 (第2の支持部(7))を「配線横切り可能な一定間隔をあけて複数個連続配置」する構成を備えるものとはいえないので、この点について更に検討する。

まず、前件無効審判と本件無効審判とで共通する証拠に限って見た場合、上記構成について一応の示唆があると考えられるのは、刊行物4(甲7)の「第7~第9図に示すように、配線用床材(20)に形成された配線ビット(21)に対応する箇所で各壁(12)(17)を折り取ることにより、配線ビット(21)の側面開口(22)に面する開口部(15)が形成され、この開口部(15)を介してケーブル(W1)(W2)をダクト(10)から配線ビット(21)に引き込めるようになっている」(4頁右上欄下から2行目以下)との記載及び開係図面の図示だけであるが、その記載に係る構成は、配線用床パネル(配線用床20)自体に関するものではなく、これに併設される床配線用ダクトに関する場合である上、他にこれと同様の構成を備える配線用の床構成部材を開示する証拠の構成を調査を調査を調査に当たり、「配線横切り可能な一定間隔をあけて複数個連続配置」を適用するに当たり、「配線横切り可能な一定間隔をあけて複数個連続配置」といるに構成することが、刊行物4の上記記載のみから、当業者のきわめて容易に想到し得たものとはいえない。

しかしながら、本件無効審判で新たに提出された刊行物7、8を併せて見た場合、刊行物7(甲10)には、「この考案は・・・床基盤上に、下面または上面のどちらか一方に所望間隔をおいて任意の位置で切除可能な凸条部が複数設けられた床下地板を載置し、その上に中間板材を介するかまたは介さずに床仕上材を敷設してなるOA用床構造、をその要旨とする」(明細書2頁第2段落)、「実際の配線は凸条部と凸条部の間の溝と凸条部を任意の位置で切除して形成した間隙5の配線は凸条部と凸条部の間の溝と凸条部を任意の位置で切除して形成した間隙5の配線は凸条部と凸条部の間の溝と凸条部を任意の位置で切除して形成した間隙5の配線は凸条部の関係である」(同3頁4行目以下)、「本考案は以上のごとく、従来のフリーアクセスフロアに比べ、極めて単純な構成で施工も、以上のごとく、従来のフリーアクセスフロアに比べ、配線も縦横自在に実施でき、といる記載変更も容易である」(同4頁第3段落)との記載が、刊行物8(甲1)には、「とくに電気配線に適したフロアパネル」(2頁左欄「技術分野」欄)

ウ 以上のとおり、刊行物1(甲4)には、上部タイルの裏側を支えるセパレータ4を、配線経路幅方向略中央近傍であって、配線経路を二経路に略区分するように、衝立状に配置する構成を備えた配線用床タイルが記載されており、かつ、周知技術Aが本件出願前において当業者に周知な技術事項であることが認められる以上、刊行物1記載の上記構成を刊行物3記載の考案に適用するに当たり、周知技術Aを考慮して、相違点2に係る本件考案の構成に至ることは、当業者のきわめて容易に想到することができたものというべきであり、これと同旨をいう本件審決の容易に想到することができたものというべきであり、これと同旨をいう本件審決の判断に誤りはない。なお、このような認定判断が、本件無効審判における新証拠である刊行物7、8を参酌することで初めて可能となったことは、上記イで述べたところから明らかである。

## (3) 相違点3について

本件考案と刊行物3記載の考案との相違点3(「第1および第2の支持部(7)の頂部(7B)は、前記直線部カバー板(4A)および交差部カバー板(4B)の裏側を一定の面積で支える略平坦面に形成されている」構成の有無)について、原告は、刊行物1のセパレータ4が「カバー体の裏側を支える略平坦面に形成されている」とはいえないから、この認定を前提にする本件審決の容易想到性の判断は誤りである旨主張する。

しかし、刊行物1(甲4)記載の考案のセパレータ4が略平坦面に形成されているとの構成については、明細書上の明示的な記載はないものの、第2図の図示から明らかに認識、把握し得るものであり、しかも、刊行物1記載の考案のセパレータ4が、上部タイルを裏側から支える支持部材として機能しているとの前示認定((2)ア参照)を併せ考慮すれば、刊行物1のセパレータ4が「カバー体の裏側を支える略平坦面に形成されている」ことを優に認めることができる。したがって、上記認定に基づいて周知技術Bを認定し、相違点3に係る容易想到性を肯定した本件審決の判断に誤りはなく、原告の上記主張は理由がない。

3 以上のとおり、原告主張の審決取消事由は理由がなく、他に審決を取り消すべき瑕疵は見当たらない。

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決 する。

### 東京高等裁判所第13民事部

 裁判長裁判官
 篠
 原
 勝
 美

 裁判官
 長
 沢
 幸
 男

 裁判官
 宮
 坂
 昌
 利

(別紙) 関係刊行物一覧表